

浄化槽の保守点検は定期的に

10月はクリーン排水月間です

水の汚れは、生活排水が汚れの大きな原因となっています。美しい川や海をいつまでも大切に守っていくためにも、家庭でできる生活排水対策に協力してください。

家庭でできる生活排水対策

流しの排水口には、目の細かいストレーナーや水切りネットを備えましょう。

食器についた汚れは、ふき取ってから洗いましょう。

みそ汁などは作り過ぎないようにしましょう。

油はできるだけ使い切りましょう。やむを得ず残った場合は、吸着剤を使ったり、牛乳パックに新聞紙を入れて吸着させるなどして、燃えるごみとして出してください。

洗剤やシャンプーなどは適量を使いましょう。たくさん使っても洗浄力は変わりません。

浄化槽の管理

浄化槽は保守点検や清掃を適正に行い、法律で定められた水質検査を受けましょう。保守点検は三カ月、四カ月に一回、清掃は年に一回以上、水質検査（法定検査）は年一回の実

施が定められています。人槽（浄化槽の処理能力）によって異なりますので、下表で確認してください。

合併処理浄化槽を設置しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができま

す。浄化槽の新設時には原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。すでに設置されている単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換の努力義務が課せられています。

合併処理浄化槽の設置費用を補助する制度もあります。設置地区などの条件や数に限りがありますので、環境衛生課に相談してください。

問い合わせ先 環境衛生課
 ☎(48)1111 (内310・317)

保守点検は下記のとおり行ってください。

合併処理浄化槽

	処理方法	浄化槽の種類	回数
合併	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員20人以下	4カ月に1回以上
		処理対象人員21人以上50人以下	3カ月に1回以上
	活性汚泥方式		1週間に1回以上
処理	回転板接触方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	接触ばっ気方式	2 スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽	2週間に1回以上
	散水ろ床方式	1および2以外の浄化槽	3カ月に1回以上

単独処理浄化槽

	処理方法	浄化槽の種類	回数
単	全ばっ気方式	処理対象人員20人以下	3カ月に1回以上
		処理対象人員21人以上300人以下	2カ月に1回以上
		処理対象人員301人以上	1カ月に1回以上
処	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員20人以下	4カ月に1回以上
		処理対象人員21人以上300人以下	3カ月に1回以上
		処理対象人員301人以上	2カ月に1回以上
理	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6カ月に1回以上